	等を除く。）	る。）	
5		アセチレン溶接装置（移動式のものを除く。）	①発生器の種類
6		ガス集合溶接装置（移動式のものを除く。）	①貯蔵するガスの名称、②最大ガス貯蔵量
7		機械集材装置（原動機の定格出力が7.5キロワツトを超えるものに限る。）	①最大使用荷重、②支間の斜距離
8		運材索道（支間の斜距離の合計が350メートル以上のものに限る。）	①最大使用荷重、②支間の斜距離の合計及び最長の支間の斜距離
9		軌道装置	①軌道の長さ
10		型枠支保工（支柱の高さが3.5メートル以上のものに限る。）	—
11		架設通路（高さ及び長さがそれぞれ10メートル以上のものに限る。）	（仮設のもの以外のものに限る。） ①設置地、②架設通路の種類
12		足場（つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが10メートル以上の構造のものに限る。）	—
13		有機溶剤中毒予防規則第５条又は第６条（特定化学物質障害予防規則第38条の８においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置（移動式のものを除く。）	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
14		鉛中毒予防規則第２条、第５条から第15条まで及び第17条から第20条までに規定する鉛等又は焼結鉱等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
15		労働安全衛生法施行令別表第５第２号に掲げる業務に用いる機械又は装置	①設備又は装置の種類、②業務の概要
16		特定化学物質障害予防規則第２条第１項第１号に掲げる第一類物質又は同令第４条第１項の特定第二類物質等を製造する設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称及びその量、③業務の概要
17		特定化学設備及びその附属設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称及びその量、③業務の概要
18		特定第二類物質又は特定化学物質障害予防規則第２条第１項第５号に掲げる管理第二類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備（特定化学物質障害予防規則第２条の２第２号又は第４号に掲げる業務のみに係るものを除く。）	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
19		特定化学物質障害予防規則第10条第１項の排ガス処理装置であつて、アクロレインに係るもの	①排気の処理方式、②取り扱う物質の名称、③業務の概要